

平成19年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、平成20年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第107条に規定する教科用図書の採択替えを行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校小・中学部で、平成20年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項についてはどのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針について
 - (2) 採択に関する資料について

- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う、平成20年度に特別支援学級において使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針について
 - (2) 採択に関する資料について
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法について

平成19年4月25日提出

茨城県教育委員会委員長 石渡 千恵子

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項の規定により、諮問しようとするものである。